

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

本県は、昭和53年に「スポーツ県群馬」宣言を行い、県を挙げて県民のスポーツ活動を推進するため、昭和54年から6次にわたるスポーツ振興の計画を策定し、各種施策を実施してきました。

その後、平成25年にスポーツの振興に関する基本理念やスポーツ環境の整備等に関し基本となる事項を定めた「群馬県スポーツ振興条例」が制定、施行され、翌年3月に同条例第8条に基づき、スポーツ施設の設置及び管理を適切に進めていくための基本方針である「群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画（平成26年度～平成32年度）」を策定しました。

平成28年からは、「県民が生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境を整備し、明るく豊かな活力ある『スポーツ県群馬』を実現する」ことを目標とした「群馬県スポーツ推進計画（平成28年度～令和2年度）」に基づき、スポーツ機会の充実、競技力向上、生涯スポーツ振興などに取り組んできました。

この間、昭和58年の「あかぎ国体」を契機に整備された施設の老朽化や競技施設基準の改正、利用者ニーズの多様化など、スポーツ施設を取り巻く環境も変化してきました。

また、本県で二巡目となる第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会が令和11年度に開催される予定であり、今後、準備を本格化させるとともに、大会を契機に更なるスポーツ振興を進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、将来にわたって県民のスポーツ活動の受け皿となるスポーツ施設について、引き続き適切に管理していくため、現行計画の考え方を踏まえつつ、新たに「群馬県スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画（令和3年度～令和7年度）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、群馬県スポーツ振興条例第8条に規定する「スポーツ施設の設置及び管理に関する基本計画」であるとともに、本県のスポーツ分野の最上位計画である「群馬県スポーツ推進計画」の個別基本計画として位置付けます。

3 計画の期間

計画期間は、スポーツ分野の最上位計画である「群馬県スポーツ推進計画」に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

この計画では以下の施設を対象とします。

- ・地域住民の日常的なスポーツ活動の場としての機能に加え、地域や市町村の行政区域を越えたスポーツ大会等の場としての機能を重視した施設
- ・県民に夢と感動を与えられるような全国的なスポーツ大会（国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会など）や交流の場として機能を重視した施設

5 計画による効果

この計画により、次のような効果が期待されます。

（1）良好な競技環境の提供

大規模大会が開催可能な機能を有する施設の整備によって、本県アスリートや来県する競技関係者等に良好な競技環境を提供するとともに、スポーツによる交流人口の増加につながります。

（2）競技力の向上

スポーツ施設の充実により、人材（選手、指導者）の育成や競技力の向上が期待されます。また、様々な競技種目を体験する機会が増え、将来トップアスリートとして活躍できるジュニア競技者の確保や育成が図られます。

（3）スポーツを通じた地域の活性化

スポーツ施設の充実により、スポーツを「する」「みる」「支える」人口が拡大し、人と人、地域と地域との絆づくりが広がり、スポーツを通じた地域の活性化が進みます。